

経営者・経営幹部限定セミナー



『今からできる**相続対策**と

上手にやれる**事業承継**』

～ **安心**できる**承継**とするために ～

第Ⅱ部

公認会計士 渡邊事務所
株式会社 クリエイトマネジメント

平成23年07月14日(木)

二

Ⅱ. 今からできる相続対策

<まずはともあれ現状把握>

- まずは現時点で「どのような」、「どの程度の」相続財産があり、それに対する相続税が「どれくらい」になるのかを試算して把握すること。
- それを踏まえて対策を講じる。
- それによって対策の講じ方が変わる。

<今からできる相続対策>

- 暦年贈与（年間贈与額 110 万の控除）を最大限利用する。
- 贈与する人数を増やす。配偶者、子供全員、孫への贈与（世代飛ばし）。
- 評価財産を減らす（評価減、少しずつ贈与して財産自体を減らす等）
 - ① 現預金等 ⇒ 不動産化を図る（相続税評価額になり、評価減となる）
 - ② 不動産 ⇒ 借地権、小規模宅地等で評価減を図る
 - ③ 非上場株式 ⇒ Ⅲ. で述べる

■ **控除を多くする。**

①生命保険金の利用(法定相続人には500万の控除有り)

②死亡退職金の利用(法定相続人には500万の控除有り)

同族会社での利用

納税資金対策として、退職金規定等を生前に整備しておく。

③法定相続人の数を増やす(養子縁組等)。

※ 実子有りの場合は1人まで、実子無しの場合は2人まで

■ 収益物件については**同族会社への売却や生前贈与も検討**する。

賃貸収入を相続人から移転することにより、

相続財産を減らす効果、贈与するのと同じ効果が得られる。

■ 同族会社の株式についても事業承継を念頭に置き、生前贈与を検討する。

後継者の明示。争続の防止。

相続財産を**誰にどれだけにするかを明確**にしておく。

■ 最終手段としては、**遺言書の整備**をする。遺言執行者の指定等。

遺留分に注意。

<すぐにでもできるおすすめ贈与>

- 平成 23 年内の**住宅取得資金等の贈与** 1,000 万まで無税。
(3 年内持ち戻し無し) (次頁参照)
- **贈与税の配偶者控除の利用** (3 年内持ち戻し無し)。
ただし、小規模宅地等の適用等も考慮しつつ、贈与財産を決定すること。
贈与するなら家屋から。

<贈与税の配偶者控除の概要>

婚姻期間が **20 年以上**の配偶者から、**居住用不動産又は居住用不動産を取得するための金銭**の贈与を受けた場合には、その年分の贈与税の課税価格から **2,000 万円までの金額を控除**する。

※この措置は、同一の配偶者からの贈与について、**一生に一回適用**することができる。

住宅取得等資金の贈与に係る贈与税の特例措置の拡充

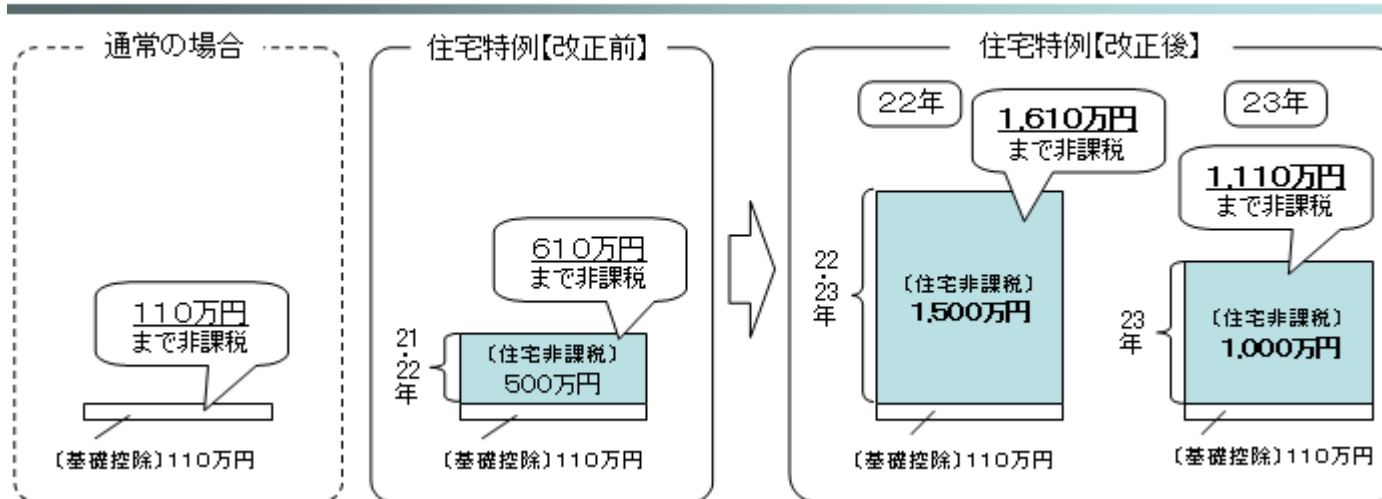
経済対策のための時限措置として、適用対象者をその贈与を受けた年の合計所得金額が2,000万円以下の者としたうえ、非課税限度額(改正前:500万円)を次のように引上げ。

イ ~~平成22年中に住宅取得等資金の贈与を受けた者~~ …… ~~1,500万円~~

ロ **平成23年中に住宅取得等資金の贈与を受けた者** …… **1,000万円**

(注)平成22年1月1日から平成23年12月31日までの間の贈与について適用。

暦年課税を選択した場合



<留意点>

- 相続発生前の3年内贈与財産は持ち戻しになる。
- **小規模宅地等の特例を上手に使う**こと。
上手に利用するための体制づくりを考えておく。
- 相続税精算課税制度は使いづらい。
 - ① 暦年課税に戻れない。控除額 110 万円を使えない。
 - ② 3 年以前の贈与財産にも相続税がかかってくることになる。
 - ③ 小規模宅地等の特例の適用を受けることができない。

Ⅲ. 法人の事業承継対策

事業承継とは「ヒト」・「モノ」・「カネ」の承継である。

「ヒト」の承継 : 「ヒト」(後継者)の教育、社員への周知、社内の体制作り、ノウハウ・理念の継承。

「モノ」の承継 : 「モノ」とは株式。株式の譲渡をいかに上手に行うか。

「カネ」の承継 : 「カネ」の承継を上手に行い、贈与税や相続税で不必要にたくさん持っていけないように。
また、本業である自社の経営に支障をきたすことがないように。
会社と個人にお金が残るように。

1. 「ヒト」の承継

- 「ヒト」(後継者)の教育、社員への周知、社内体制の構築

→ 社長の仕事

「モノ」と「カネ」は対策を講じればなんとかなるが、
一番難しいのは、この「ヒト」の承継である。

これこそが社長の一番やるべき仕事であり本分。

会社長く存続させていくために、

社員を幸せにするために心血を注いで行わなければならないこと。

- 会社を継がせるなら、ナンバーツーより若息子。

資金繰り(対銀行)には息子が断然有利。

資産のないナンバーツーは連帯保証人になれない。

- 「誰が継ぐのか」、「誰が後継者なのか」、社長がはっきりと決めてやる。

「兄弟みな平等」は争いを生むだけ。

後継者候補(子供)が複数いる時は、

社長個人の資産をたくさん作っておく。

本命の後継者には株式を、他の相続人には現金その他の資産を。

どうしても現金資産がない場合は、自社株として会社に戻してもらおう。

- 事業承継は**社長がひっそりと独りでやる仕事**。
相談相手は社外に求めるべき。
客観的立場・視点に立てる人に相談するのが基本。
長期間かかって当たり前。最低5年はかかると思うこと。
- **社長が活着ているうちに事業承継を完了させるのが鉄則**。
生前の事業承継でないと、社長の決定が実行されない。
- 後継者がどうしてもいない場合は **M&Aも視野に入れて検討**する。

2. 「モノ」の承継

「モノ」とは株式のこと。

事業承継とは株式承継なり。

とにかく自社株を後継者にまとめて譲ることが第一。

<株式の持たせ方>

- 会社を支配しているのは社長ではなく株主。
一定数以上の株式を引き継がせることが最優先事項。
今現在、誰がどれだけ株を持っているかを把握しているか？
- 株式を後継者の一人に集めること。極力分散させない。
- 最低でも **2/3 以上を持たせる**こと。
株主総会特別決議（定款変更や組織再編等）は 2/3 以上が必要。
（総議決権の過半数を有する株主が出席、出席株主の 2/3 以上の決議）

- 少数株主にも一定の条件（組織再編や株式移転等）はあるものの
株式買取請求権がある。
もし今、分散しているならば、
社長が現役の時に**極力穏和に買い戻すのがベター**。
もしくは、種類株式や従業員持株会等を検討するのも良。
名義株の整理も必要。
- 社長個人に買い戻すお金がなければ、**自社株として会社で取得してもよい**。
買い戻すためには少々の言い値、高値は受け入れる。
- 買戻しと後継者への株式譲渡は株価が低い時に。
- 自己株式として会社が買い戻せば、筆頭株主の**支配力（支配割合）も増え、
株式価値も向上**する。

<譲渡するのにお金はどのくらいかかるのか？>

- 相続時、または贈与時にお金（税金）がかかるようであれば、
株価対策が必要である。

3. 「カネ」の承継

「カネ」： 贈与・相続（承継）にあたっては株価が問題となる。

また、合わせて納税の問題も出てくることになる。

- 株価がどのように決まるか概要をつかむ（細かいことは無視してもよい）。そして、自社株がどの程度の評価になるのか把握しておく。（次頁参照）
- 身内が引き継ぐ場合は原則的評価、少数株主（その他の役員・従業員）の場合は特例的評価。

原則評価の場合は、

主に **BS 純資産額（類似業種比準価額もあるが）**がベースとなる。
会社区分（大、中、小会社）の**区分が小さくなると厳しくなる。**

特例的評価の場合は、

配当がなければ、**額面の 1/2 程度。**

< 参考例 >

直近BS

単位:千円

現預金	10,000	買掛金	20,000
売掛金	20,000	長期借入金	30,000
建物	20,000	資本金	10,000
機械	30,000	繰越利益剰余金	40,000
土地	20,000	負債・純資産の部合計	100,000
資産の部合計	100,000		

役職	保有株式数	株式割合
代表取締役 父	140株	70%
取締役専務 母	60株	30%
取締役常務 息子	0株	0%
取締役 従業員	0株	0%
取締役 従業員	0株	0%
合計	200株	100%

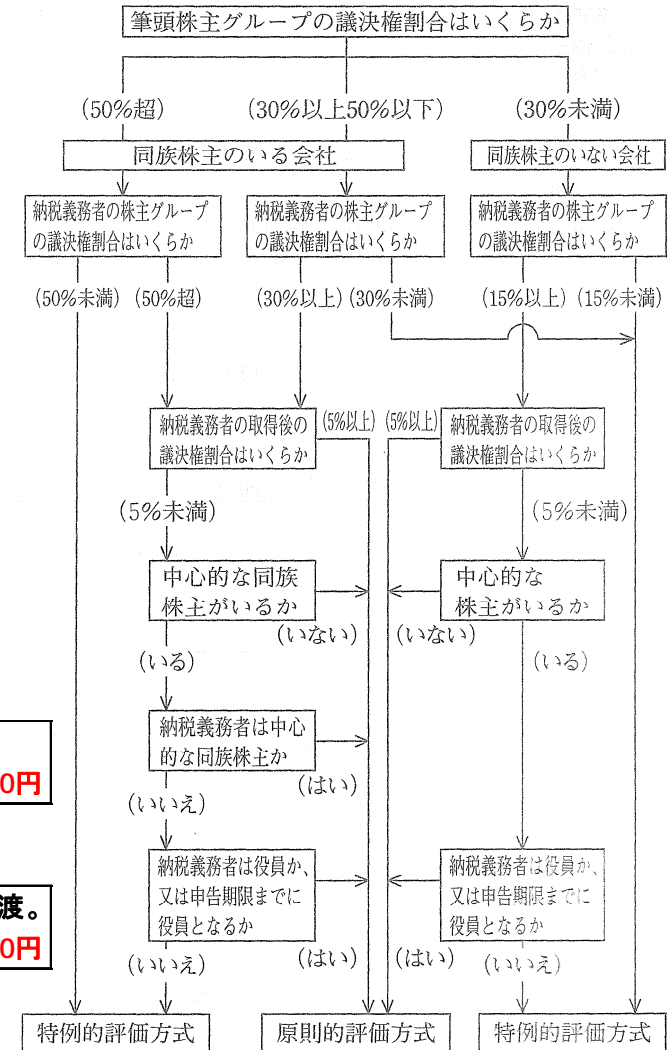
資本金	200株	10,000千円
株式額面	1株	50千円

金属加工機械製造業 (No.37)		
従業員数	15名	
売上高	1億円	
前期配当	0円	無配
前々期配当	0円	無配
自己資本比率	50%	

類似業種比準価額	132,100円	(×0.60)
純資産価額	250,000円	(×(1-0.60))

※純資産50,000千円/200株

株主の態様と評価方式



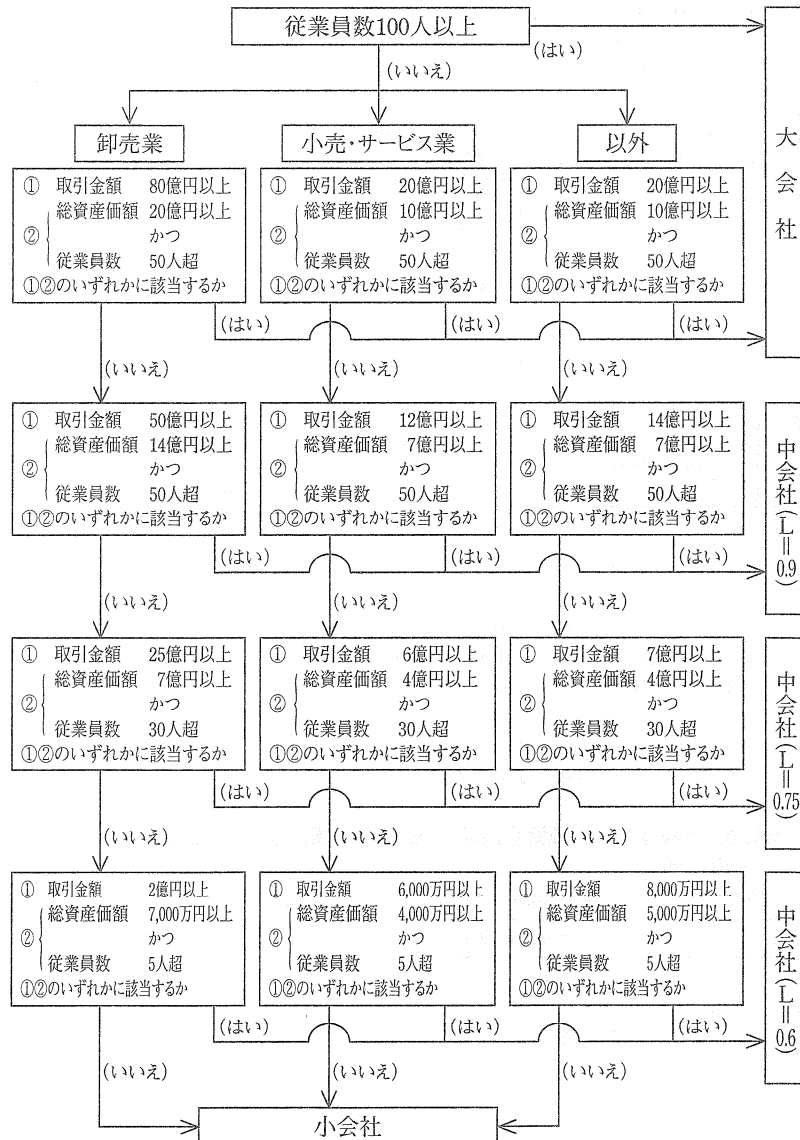
< 原則的評価 >

父から息子に140株、譲渡。
1株あたり評価額 **179,260円**

< 特例的評価 >

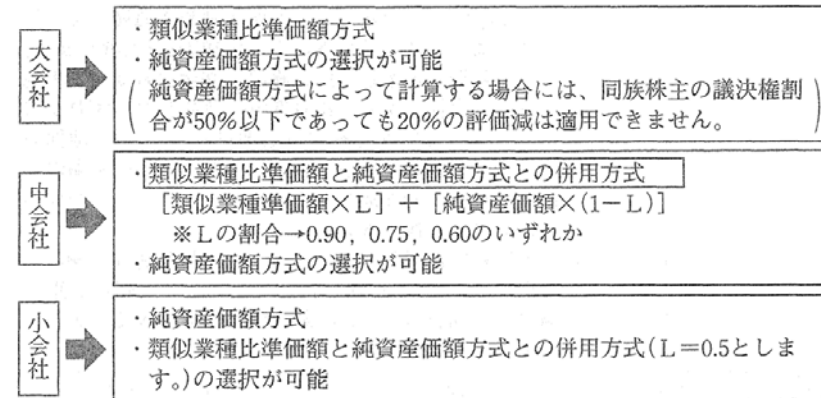
父から他の取締役(従業員)に10株譲渡。
1株あたり評価額 **25,000円**

会社規模の判定表



一般の評価会社の評価方法

原則的評価方式の場合



< 株価の引き下げ方法 >

- まずは自社株の評価方法が**原則となるのか？特例となるのか？**
(ほとんどの場合は原則になることが多いと思われるが)を確認する。
- 原則評価の場合
BS 純資産額(純資産価額方式)と**類似業種比準価額方式**による評価
となるため、会社区分等によってそれぞれの対策を講じる。
- ①純資産価額方式に対する対策
純資産を減らす。
 - ⇒ 生前役員退職金を支払う(次頁にポイントを付記)。
 - ⇒ 不良在庫の処分。不良資産の償却、除却
(CashOutではなく、評価損の計上が望ましい)
 - ⇒ 資産の含み益を減らす。
 - ⇒ その他高収益部門の事業譲渡に財産増加の防止。

役員退職金の支給効果

- ① 自社株を純資産価額方式で相続税評価する場合、**評価減の効果が大きい。**
- ② 退職金をもらう役員は、**退職所得として課税されるため、比較的税負担の少ない収入が得られる。**
- ③ 会社の利益と相殺されるため、**法人税の負担が少なくて済む。**

役員退職金の算定方法

一般的な算定方法は、以下のとおり。

<功績倍率方式> **適正な退職金 = 最終報酬月額 × 在任年数 × 功績倍率**

留意点

- ① **役員退職金規程を作り、功績倍率(2～3程度)を決めておくこと。**
- ② **月額報酬を高くしておくこと。**

役員退職金の支給にかかる注意点

- ① 役員退職金の支出が、**株主総会及び取締役会の決議に基づいていること。**
- ② 具体的に支給することが確定した日、又は実際に支給した日を含む事業年度において
損金経理していること。
- ③ 退職金の額が、その役員の在任期間、退職に至った事情、同規模他社における役員退職金の支給状況などに照らして**不相当に高い金額でないこと。**
- ④ 退任後は、完全に**第一線から退くか、オーナー社長などの場合は取締役から外れるようにし、**
その場合の**給与の額は、退任直前の報酬金額の半分以下(使用人並の給与水準)とすること。**

- ②類似業種比準価額方式に対する対策
配当金額、利益金額、純資産価額を引き下げる。
⇒年配当金額を引き下げる。
⇒1株当たりの利益を下げる。
 特別償却等の活用、高収益部門の事業譲渡。
⇒純資産価額を減らす。
 純資産価額対策と同様の対策となる。
- 不動産を利用しての対策
賃貸不動産の取得等（相続税評価額となる）
（評価時点3年以内取得不動産は効果が反映されない（時価評価）ので注意）
借入金による取得も可。
- 会社区分を大きくする。
一般的に類似業種比準価額方式が純資産価額方式より低評価であるため。
- 特例的評価の場合
さほど気にする必要はない。
対策を講じるとすれば、配当を極力小さくする程度。

< 納税資金及び今後の運転資金があるか？ >

- 納税資金の対策を講じておく。
- < 現金による納付 >
現金があればそれでよいし、なければ**生命保険等で手当**をする。
法人加入の生命保険金を利用する。
死亡退職金の設定。役員退職金規定の整備。
「相続発生」→「生命保険金が法人へ入る」
→「役員死亡退職金の支払い」→「相続財産となる」
相続税優遇有(500万の控除)。
また、会社に少し残しておいて、自社株の買い取り資金としてもOK。
- < 売却による現金化を図り納付 >
自社株 ⇒ **法人による買い取り、現金化**(みなし配当無し)。
上場株式の売却 ⇒ **株式市場での売却現金化**。
不動産の売却 ⇒ **不動産市場での売却現金化**。

※ 相続税の申告書の提出期限の翌日以後3年以内に売却した場合は、
相続税取得費加算の特例の適用有り。

■ < 延納 >

ただし、条件があるため、確認をする必要がある。

■ < 物納 >

相続財産であること(相続人固有の財産は物納できない)。

物納資産の**順位有り**(下表)。

同順位の物納可能な財産を相続した場合、

どの財産を物納申請するかは納税者の意思による。

(例えば国債と不動産どちらを物納申請するかなど)

所得税はかからない。

相続税評価額での評価となる。

市場での売却が難しい不動産や非上場株式であれば、メリット大。

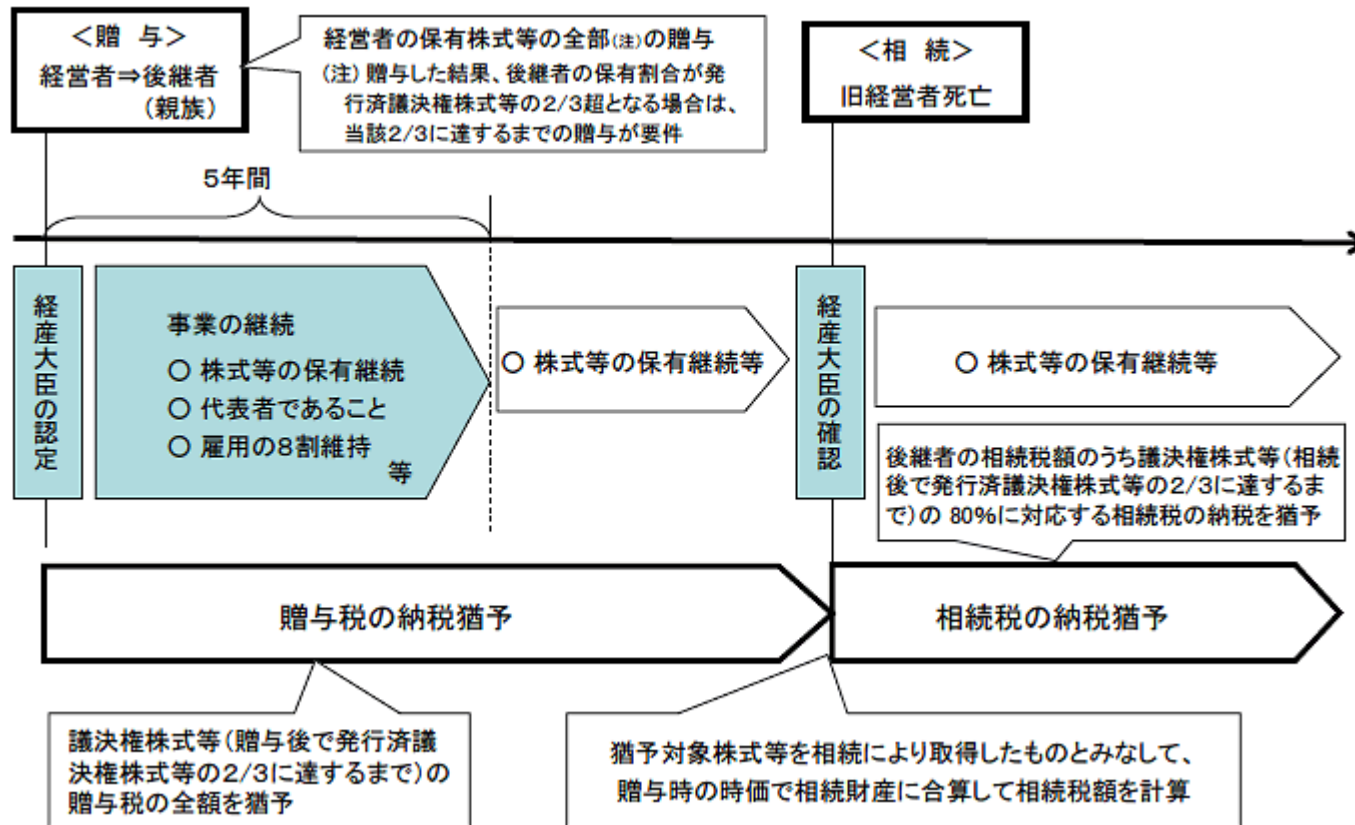
超過物納の場合は税金が還付される。

相続時精算課税制度の適用を受けた財産は物納できない。

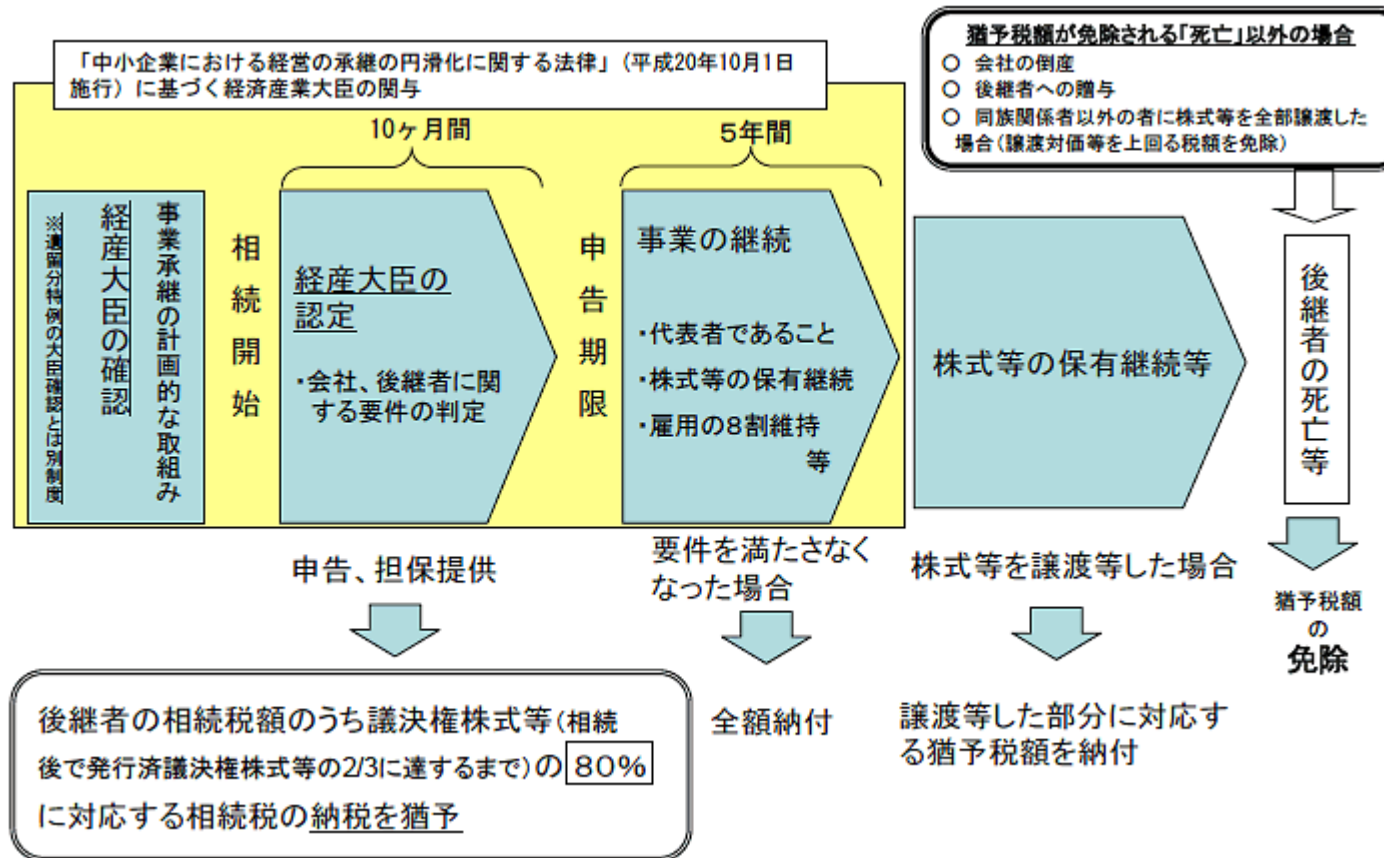
順位	財産の種類
第1順位	① 国債・地方債・不動産 ・船舶 ② 不動産のうち物納劣後財産に該当するもの
第2順位	③ 社債、 株式(特例有限会社の株式を除きます。) 、 証券投資信託 または貸付信託の受益証券 ④ 株式のうち物納劣後財産に該当するもの
第3順位	⑤ 動産

- 中小企業株式向けの円滑化法は使いにくい、使いづらい、使えない。
多くの制約条件がある。それを破ると遡って利子をつけて払わないといけない。
全株式の 2/3 の 80%分が納税猶予となるので、
全株式から見ると最大でも 53%程度しかならない。
しかも免除ではなく猶予である
5 年先までの業績など、いまどき経済情勢では皆目見当もつくはずもない。
ならば本来の譲渡による事業承継を考えた方がベターであるし、
あるべき姿である。

非上場株式等に係る贈与税の納税猶予制度



非上場株式等に係る相続税の納税猶予制度



【参考文献・資料】

- ・財務省ホームページ「相続税、贈与税など(資産課税等)に関する資料(平成23年4月現在)」
- ・国税庁ホームページ「タックスアンサー>財産の評価>相続財産や贈与財産の評価」
- ・「相続税ハンドブック」(宮口定雄監修、杉田宗久編著、(株)コントロール社)
- ・「平成23年度 税制改正の要点解説」(朝長英樹監修、阿部・小畑・掛川・塩野入・竹内編著、(株)清文社)

ご静聴ありがとうございました。

公認会計士 渡邊事務所

株式会社 クリエイトマネジメント

〒541-0043 大阪府中央区高麗橋4丁目5番8号

グローネット淀屋橋ビル3階

tel : 06-6227-1045

fax : 06-6227-1046

mail : jim-watanabe@pac.gr.jp

url : <http://www.pac.gr.jp/watanabe>